

淡路市都市計画下水道事業受益者負担金条例施行規則（平成17年4月1日規則第182号）

別表第2（第11条関係）

下水道事業受益者負担金減免基準

適用条項	対象となる土地（施設）	減免の割合	摘要
条例第8条 第2項第1号	(1) 学校施設用地	75%	小学校、中学校、高等学校等
	(2) 社会福祉施設用地	75%	社会福祉法第2条に基づく社会福祉施設
	(3) 一般庁舎用地	50%	市庁舎等
	(4) 公務員宿舎用地	25%	有料公務員宿舎、職員寮等
	2 その他の公有財産用地（ただし、公営住宅は除く。）	75%	公民館その他これに準ずるもの
条例第8条 第2項第2号	企業用財産用地	25%	地方公営企業法に基づく水道事業等の企業
条例第8条 第2項第3号	公共の用に供することを予定している土地	100%	土地買収につき、契約書（仮契約を含む。）が取り交わされているもの
条例第8条 第2項第4号	生活保護法（昭和25年法律第144号）により生活扶助を受けている者及びこれに準ずる特別の事情があると認められる者が所有する土地	100%	扶助受給期間中の納期に係る負担金（扶助解除後の納期に係るものを除く。）
条例第8条 第2項第5号	(1) 私立学校法（昭和24年法律第270号）第3条に規定する学校法人が設立する学校用地	75%	
	(2) 宗教法人法（昭和26年法律第126号）第2条に規定する神社、寺院、協会等の宗教法人がその本来の目的のために使用する土地	75%	
	(3) 墓地、埋葬等に関する法律（昭和23年法律第48号）第2条に規定する目的のために使用する土地及びこれに類する土地	100%	
	(4) 社会福祉法（昭和26年法律第45号）第22条に規定する社会福祉法人が同法第2条に規定する事業の用に供する土地	75%	
	(5) 地域の自治的団体が共用に供する土地	100%	公会堂、集会所等
	(6) 消防団が使用する消防器具、備品等の格納施設に係る土地	100%	
	(7) 公衆用道路として使用する私道	100%	不特定多数の交通の用に供し、公道に準ずるもの
	(8) その他実情に応じて減免することが必要と認められる土地	申請に基づき市長が定める。	